

◆ 各種設備の使用料

(注) この使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）の使用区分をもってそれぞれ1回とし、終日（午前9時から午後10時まで）使用する場合は、3回として計算します。

舞台設備				舞台設備			
品名	単位	1回の使用料	品名	単位	1回の使用料		
指揮者用譜面台	1台	110	ジョーゼット幕	1式	2,750		
演奏者用譜面台	1台	60	ジョーゼット三角	1式	2,750		
コントラバス用椅子	1脚	30	ジョーゼット円柱	1式	2,750		
司会者用台	1台	330	スモークマシーン	1台	3,300		
移動用姿見	1台	330					
譜面灯	1灯	20					
平台	1台	220					
平台（変形）	1台	280					
開き足	1台	60					
箱馬	1台	60					
木台	1台	60					
指揮者台	1台	220					
パイプ足	1台	60					
ヒナ壇用蹴込み	1式	1,100	照明設備				
演台（3点セット）	1式	550	品名	単位	1回の使用料		
松羽目	1式	2,200	記憶式照明卓	1式	5,500		
鳥屋囲	1台	550	ボーダーライトNo.1	1列	1,760		
プログラムスタンド	1台	110	ボーダーライトNo.2	1列	1,760		
人形立	1台	60	サスヘンションライトNo.1	1列	2,640		
雪かご	1個	330	サスヘンションライトNo.2	1列	2,640		
金屏風	1双	2,200	サスヘンションライトNo.3	1列	2,640		
山台用毛氈	1枚	440	アッハ-ホリゾントライト	1列	1,650		
地緋	1枚	1,100	ロアホリゾント	1列	1,650		
紗幕	1枚	1,100	天井反射板ライト	1式	2,200		
紅白幕	1枚	1,100	シーリングライト	8列1灯	2,200		
浅黄幕	1枚	1,100	フロントサイドライト	4列1灯	500		
定式幕	1枚	1,100	センターピンスポットライト	1台	1,100		
木支木	1台	60	袖操作卓	1式	2,200		
金支木	1台	60	照明器具持込	1kW	220		
介錯竹	1本	110	フットライト	1列	660		
長布団	1枚	110	花道用フットライト	1列	220		
演台	1台	110	スポットライト1kW	1台	330		
緋毛氈	1枚	220	スタンド	1本	110		
音響反射板	1式	5,500	I T O ライト	1式	330		
迫出し（舞台）	1基	2,200	ソースフォー	1台	550		
〃（花道）	1基	1,650	波エフェクト	1台	550		
バトン	1本	330	雲・雪・雨エフェクト	1台	550		
平台用階段	1個	220	星球	1台	2,200		
所作台	1回	5,500					
ミラーボール	1個	550					

音響設備				その他			
品名	単位	1回の使用料	品名	単位	1回の使用料		
音響調整卓	1式	3,300	グランドピアノ	1台	5,500		
袖音響調整卓	1式	1,650	エレク ト ーン	1台	4,400		
拡声装置	1式	3,300	スクリーン	1式	1,650		
ステージスピーカー	1対	1,100	三脚式スクリーン	1台	330		
はね返りスピーカー	1対	1,100	持ち込み映写機	kW / h	220		
エレベーターマイク装置	1式	770	スライド映写機	1台	1,100		
3点吊マイク装置	1式	1,100	映 写 機	1台	5,500		
ワイヤレスマイク (タビオン)	1本	1,100	大ホール用プロジェクター	1台	2,750		
ワイヤレスマイク (ハント)	1本	1,100	小規模用プロジェクター	1式	1,210		
マイク (ダイナミック)	1本	880	レーザーポインター	1個	30		
マイク (コンデンサー)	1本	1,100	折り畳み机	1台	110		
バウンダリーマイク	1本	880	椅子	1台	30		
マイクスタンド	1本	110	展 示 パ ネ ル	1枚	110		
カフ	1台	110	ス テ ー ジ 階 段	1台	220		
カセットテープレコーダー	1台	1,100	ホ ワ イ ト ボ ー ド	1式	220		
レコードプレイヤー	1台	1,100	白 布	1枚	110		
M D プ レ イ ヤ ー	1台	1,100					
C D デ ッ キ	1台	1,100					
D V D デ ッ キ	1台	1,100					
持ち込み電源	kW / h	220					
ポータブル音響	1式	2,200					

◆ 利用のご案内

開 館 時 間	午前9時から午後10時までです。
休 館 日	毎週月曜日(その日が祝日に当たるときは、その翌日) 12月28日から翌年1月4日までです。 この他、施設整備などの為、臨時に休館することがあります。
使 用 の 申 込	大ホール、中ホール、創造活動室、研修室は使用日の1年前から7日前まで、和室、茶室、ラウンジ1階、ラウンジ2階は使用日の6ヶ月前から3日前までに所定の使用許可申請書(印鑑必要)により申し込んで下さい。 受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで、土曜日は正午までです。 電話・郵送等による申し込みは、原則として受け付けません。
使 用 の 許 可	使用が許可されたときは、使用許可書を交付します。本許可書は使用当日必ず携帯して下さい。
許 可 の 取 消	次に該当する場合は、既に許可しているときでも使用の取消及び中止を命ずることがあります。 (1) この規則に違反し、文化会館の職員の指示に従わないとき。 (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。 (4) 使用の許可の条件に違反したとき。
使 用 の 不 許 可	次に該当する場合は、使用を許可しません。 (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物または付帯設備を汚損し、または破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。
使 用 の 変 更 等	使用が許可された後、申請内容を変更または取消しようとするときは、使用許可書を添付のうえ、使用日の3日前までに使用許可変更申請書(印鑑必要)を提出してください。 この場合も使用許可書を交付します。
使 用 料 の 納 付	使用料は、使用許可書の交付と同時に納付書をお渡ししますので西予市会計室に納入してください。ただし特別な事情により、使用日までに納入できない場合はご相談ください。
使 用 料 の 還 付	使用料は原則として還付しませんが、使用規則に該当する場合はお返しします。
そ の 他	使用する権利を譲渡または転貸することはできません。 特別の設備を使用したり、設備を変更したい場合は、事前に許可が必要です。 大道具、電気器具等を持ち込み使用する場合は、事前に申し出てください。また持ち込む時刻は、使用時間内をお願いします。

◆ 使用にあたって

使用時間	使用時間には、入場・会場の準備・後片付けの時間も含まれますので、このことを十分考慮に入れて、使用時間をお決め下さい。
事前の打合せ	催物を円滑にすすめるため、使用日の5日前までに、舞台、照明、音響設備、持込器具、会場整備などについて、十分な打合せが必要です。
楽屋等の使用	楽屋を使用される場合は、鍵を事務室でお渡ししますので、楽屋を空部屋にするときは施錠して下さい。
舞台の使用	舞台、照明、音響などの施設、備品の使用操作については、係員の指示に従って下さい。
備品の使用	机・椅子・展示パネル等の使用は、使用申請のときに申し出て下さい。
作品の管理	使用時間内の作品・展示物の管理は、使用者の責任で行って下さい。
入場者の整理	開場時間前から終了時までの入場者の整理は、使用者の責任で行って下さい。
湯茶の接待	湯沸室には、湯飲み茶わん、急須、やかん等備えてありますので使用者で接待して下さい。なお、使用後は洗ってもとの場所へお返し下さい。
原状回復	使用終了後、あるいは使用停止、取消しを受けたときは施設を現状に復して下さい。
損害賠償	会館の施設設備等を、き損または亡失したときは、損害の賠償をしていただきます。
その他	案内・接待員・場内放送員・場内整理員等は、使用者で手配して下さい。 事務用品等は、使用者でご用意下さい。
駐車場	車の駐車場は会館駐車場をご利用下さい。

◆ 使用上のご注意

使用者は、次のことを守っていただくとともに、入場者にもそれを徹底させて下さい。

1. 定員を超えて入場させないこと。
2. 許可なく物品を販売しないこと。
3. 会館内を不潔にしないこと。
4. 危険物、不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
5. 会館内に、爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等及び動物等を持ち込まないこと。
6. 使用を許可されていない施設等を使用したり、立ち入ったりしないこと。
7. 所定の場所以外で飲食・喫煙又は火気を使用しないこと。
(原則として会館内での飲食は禁止します。又所定の場所以外での喫煙はできません)
8. 許可なく張紙やピン類・釘類をはったり、打たないこと。
9. 許可なく所定の場所以外に付属設備・備品を持ち出さないこと。
10. 騒音を発し、暴力を用いるなど、他人に迷惑をかけること。
11. 施設の使用中に発生した事故については、使用者で責任をもって解決すること。
12. 雨天・雪の際は、傘立てに限りがありますので、使用者で傘袋を用意のこと。
13. その他係員の指示に従うこと。